

令和5年度 第3回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年6月8日(木) 午後1時30分から午後2時15分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 11人

西尾朝嗣	光田裕次	檀野隆一
柳下清隆	松川幸男	田中宏
山本一彦	中野元裕	藤田昇
北井秀信	橋本雅世	

(3) 欠席委員

芝尾恭典 山本光男 池上正昭

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小林義博	井上和夫	野口宜律
中尾美昭	高岡一平	塔本順一
藤原武平	岸田勝夫	寺山忠夫
岡所次郎	重谷勝次	坂口竹四郎

(5) 欠席委員

野里孝雄

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 河邊眞佐彦

主 幹 西本和子

主 幹 山本幸夫

八木祐樹

4 付議事項

- 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第16号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第19号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- 報告第12号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第13号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の
報告について
- 報告第15号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決
処分の報告について
- 報告第16号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第17号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第3回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において西尾朝嗣委員、橋本雅世委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は14名中11名でございます。なお、芝尾恭典委員、山本光男委員、池上正昭委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第17号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計13件であります。

それではまず、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第4号から第12号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第4号は、申請地が南区片蔵で市街化調整区域内にあり周辺は田と宅地に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,163平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第5号は、申請地が中区土師町2丁で生産緑地地区内にあり周辺は道路、宅地、雑種地及び畑に囲まれており、地目は田

1筆、面積は459平方メートルで現在水張田の状態です。

今回、次の受付番号第6号の土地と持分の交換をするための申請です。

次に、受付番号第6号は、申請地が中区土師町2丁で生産緑地地区内にあり周辺は道路、宅地、雑種地及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は418平方メートルで現在水張田の状態です。

今回、前の受付番号第5号の土地と持分の交換をするための申請です。

次に、受付番号第7号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺で市街化調整区域内にあり周辺は道路、原野及び田に囲まれており、地目は田5筆、面積は合計1,008.91平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第8号は、申請地が東区丈六で市街化調整区域内にあり周辺は田と農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は862平方メートルで現在うねと一部野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第9号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺で農用地区域内にあり周辺は田、原野及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は795平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、農地の賃貸借合意解約に伴う離作補償として所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第10号は、申請地が美原区阿弥で市街化調整区域内にあり周辺は田、畑及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,709平方メートルで現在水張田の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第11号は、申請地が中区辻之で市街化調整区域内にあり周辺は田、水路及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は866平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第12号は、申請地が東区北野田で市街化調整区域

内にあり周辺は田と農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,454平方メートルで現在、水張田の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上9件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

提案理由の説明を事務局からいたします。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局 それでは議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第3号から第5号をご説明いたします。

まず、受付番号第3号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。被設定人は南区片蔵に居住する個人2名で、申請地は南区泉田中の田1筆、面積は216平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在の住居が狭小過密となったため、申請地を親から借り、都市計画法第29条開発許可を受け、分家住宅を建築するも

のです。申請は令和5年5月23日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については敷地内南東に新設する汚水枡から汚水本館に接続します。雨水については、敷地内南西に新設する雨水枡から西側河川敷の側溝へ放流する計画です。周囲にはコンクリートブロックを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第4号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は西区草部で運送業を営む法人で、申請地は西区山田1丁の田1筆、面積は1,269平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により現在の業務用車両置場が手狭となったため、事業所から近く利便性の高い本申請地を譲り受け、露天駐車場として使用するものです。申請は令和5年5月24日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砕石舗装による自然浸透及び傾斜により西側の水利組合管理水路へ放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断します。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第5号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区榎塚台2丁で建設業を営む法人で、申請地は南区豊田の田1筆、面積は654平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い現在使用している資材置場が手狭となったため、事業所及び工事現場から近距離にある本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年5月26日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、傾斜により西側市道の側溝に放流する計画です。周囲にはフ

ェンス等設置いたしませんが緩衝帯を設けるため特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第15号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第15号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第3号をご説明いたします。

受付番号第3号は、申請人が東区草尾に居住する農業者で申請地は東区草尾と中区上之の田畑2筆、面積は合計2,228平方メートルのうち2,190.21平方メートル、現在うねの状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第16号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第16号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第5号から第8号をご説明いたします。

まず、受付番号第5号は、相続人が中区榊葉に居住する農業者で、特例農地は中区榊葉の田4筆、面積は合計3,112平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第6号は、相続人が中区榊葉に居住する農業者で、特例農地は中区榊葉の畑6筆、面積は合計4,186平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第7号は、相続人が南区庭代台4丁に居住する農業者で、特例農地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計1,775平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第8号は、相続人が愛知県半田市南本町1丁目に居住する農業者で、特例農地は美原区太井の田5筆、面積は合計3,294平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第4号と第5号をご説明いたします。

まず、受付番号第4号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計3,628平方メートルで現在耕うん済みの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第5号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑3筆、面積は合計1,780平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第18号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第6号と第7号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第6号は、申請地は南区大庭寺の田2筆、面積は合計1,344平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ3年、農地中間管理機構から転借人へ3年です。

次に、受付番号第7号は、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は1,266平方メートルで、現在うね、耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第19号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第19号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご説明いたします。

指定された様式である「別紙様式5」を、併せてお手元にご用意ください。

こちらの様式は、前年度1年間の農業委員会の最適化活動その他事務の実施実績をとりまとめ、点検・評価し、公表するとともに大阪府等関係各所へ報告するものです。3枚、6ページ分ございます。令和4年2月の国通知により、令和3年度までの「点検・評価」の様式は、この様式に変更されております。

内容は、昨年度の農業委員会の最適化活動の目標と課題、目標の達成状況、それらに対する農業委員会による点検・評価、そして、その他事務の実施状況を記載するものとなっています。

最適化活動は農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3項目になります。

実績数値や目標の達成状況については、記載数値のとおりですが、それらの数値をふまえ、点検結果の内容について、ご説明いたします。

それでは、別紙様式5をご参照ください。1ページ目は、令和4年4月1日現在の、農業委員会の状況となります。

次に、1枚めくっていただき、2ページ目をごらんください。

まず、上から4行目、1最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積については、上から数えて3段目の表において、一番下に、「目標に対する達成状況」93.6%と記載しております。

この結果をふまえ、4段目の表に「農業委員会の「点検結果」として、「新規集積面積の実績はあるものの、合意解約等により、全体として年度末時点での担い手の農地利用集積面積の増加にはつながっていない」と記載させていただきました。

次に、その下にある(2)遊休農地の発生防止・解消ですが、右側のページ、3ページ目の、上から3段目の表の上部に、③実績、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消と記載されていますが、その下の表中に、令和4年度の遊休農地解消実績は1.9ha、目標の

達成状況は190%と記載しております。この結果をふまえつつ、このページの、下から3段目の表において、農業委員会の「点検結果」として、記載させていただいております。内容は、「緑区分の遊休農地については、解消と併せ、荒廃の進行や新規発生防止への監視が必要」としております。

次に、(3)新規参入の促進ですが、めくっていただきまして4ページ目の、一番上の表、③実績のところ、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積として、3.1ha、107%と記載しております。この結果をふまえつつ、このページの、上から2番目の表において、農業委員会の「点検結果」を、「新規参入者の貸付等について農地所有者の同意を得られるよう、今後とも丁寧な説明が必要」と記載させていただきました。

4ページ目、5ページ目は令和4年度の目標数値等についての記載、6ページ目は農業委員会の事務の実施状況となります。

以上、この形で公表及び関係各所への報告とさせていただきたいと考えております。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第12号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第17号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第12号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第17号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第12号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第13号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第2号は申請地が南区鉢ヶ峯寺の田1筆で、面積は795平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第3号は申請地が南区畑の田2筆で、面積は合計1,593平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。次に、受付番号第4号は申請地が南区鉢ヶ峯寺の田10筆で、面積は合計1,899.91平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第15号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第3号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第16号「小作地の台帳抹消の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は、申請地が美原区菅生の畑1筆で、面積は287平方メートル、平成23年に双方の合意により解約しました。

が、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第17号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。まず受付番号第6号は、申請地が中区見野山の畑1筆、面積は345平方メートル、現況は住居で経過年数は35年以上、次に受付番号第7号は、申請地が南区小代の田3筆、面積は合計1,801平方メートル、現況は進入路、宅地、作業場及び車両置場で経過年数は25年以上、次に受付番号第8号は、申請地が南区岩室の畑1筆、面積は388平方メートル、現況は住居で経過年数は50年以上、次に受付番号第9号は、申請地が南区大森と南区檜尾の田畑5筆、面積は合計356.61平方メートル、現況は工場、作業場及び駐車場で経過年数は30年以上、次に受付番号第10号は、申請地が東区引野町3丁の田2筆、面積は合計1,658平方メートル、現況は共同住宅、露天駐車場及び公衆用道路で経過年数は50年以上、次に受付番号第11号は、申請地が美原区大饗の畑1筆、面積は95平方メートル、現況は車庫と住宅敷地の一部で経過年数は100年以上、次に受付番号第12号は、申請地が南区釜室の田2筆、面積は合計664平方メートル、現況は露天資材置場で経過年数は10年以上、次に受付番号第13号は、申請地が南区大庭寺の田1筆、面積は142平方メートル、現況は事業所で経過年数は35年以上、次に受付番号第14号は、申請地が美原区平尾の畑1筆、面積は390平方メートル、現況は露天駐車場で経過年数は20年以上で、いずれも非農地の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第3回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第 13号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 14号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 15号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 16号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 17号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 18号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 19号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第 12号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 13号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 14号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 15号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 16号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 17号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会 長

檀野隆一

委 員

西尾朝嗣

委 員

橋本雅世